算定規定により算定した額」という。）と法第九十九条の二第一項、施行法第二十七条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項並びに附則第三十条第一項及び第二項の規定（以下この項及び次項において「遺族共済年金額算定規定」という。）により算定した額とのうちいずれか多い額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、退職共済年金及び遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　退職共済年金　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該退職共済年金が控除対象年金でない場合　退職共済年金額算定規定により算定した額

ロ　当該退職共済年金が控除対象年金である場合　退職共済年金額算定規定により算定した額から当該退職共済年金額算定規定により算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、附則第五十三条の十六の四に規定する乗じて得た額を加えた額とする。以下このロにおいて「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額

二　遺族共済年金　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該遺族共済年金が控除対象年金でない場合　前号に定める退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額

ロ　当該遺族共済年金が控除対象年金である場合　前号に定める退職共済年金の額と法第九十九条の二第一項第一号の規定の例により算定した額を組合員期間の月数（法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額

2　前項の場合において、同項各号に定める額のいずれもが控除調整下限額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額とする。以下この項において同じ。）より少ないときは、前項の規定にかかわらず、退職共済年金及び遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　退職共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額を超え、かつ、遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下である場合　次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　退職共済年金　控除調整下限額

ロ　遺族共済年金　前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

二　退職共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下であり、かつ、遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額を超える場合　次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　退職共済年金　前項第一号に定める額に、控除調整下限額から同項第二号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ　遺族共済年金　控除調整下限額

三　退職共済年金額算定規定により算定した額及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額を超えている場合であつて、前項第一号に定める額が同項第二号に定める額を超える場合　次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　退職共済年金　控除調整下限額

ロ　遺族共済年金　前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

四　退職共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額を超えている場合であつて、前項第一号に定める額が同項第二号に定める額以下である場合　次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　退職共済年金　前項第一号に定める額に、控除調整下限額から同項第二号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ　遺族共済年金　控除調整下限額

3　前二項の規定により算定された遺族共済年金の支給を受ける者が法第九十九条の七第一項第二号から第五号までのいずれかに該当することにより当該遺族共済年金を受ける権利を失つたときは、当該遺族共済年金と併せて支給されていた退職共済年金の額を改定する。

4　共済控除期間等の期間（施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間をいう。）を有する者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する前三項の規定の適用については、第一項第一号ロ中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

5　共済控除期間等の期間（施行法第二十七条に規定する共済控除期間等の期間をいう。）を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項第二号ロ中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から施行法第二十七条に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

6　前各項の規定は、退職共済年金等及び遺族共済年金（法第九十九条の二第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者について準用する。この場合において、第一項中「法第九十九条の二第一項、」とあるのは「控除前遺族共済年金支給額（法第九十九条の二第二項、」と、「により算定した額とのうちいずれか多い額」とあるのは「により算定した額から退職共済年金額算定規定により算定した額に法第九十九条の二第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次項において同じ。）との合計額」と、第二項中「同項各号に定める額のいずれもが」とあるのは「同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額（同項第二号に定める額から同項第一号に定める額に法第九十九条の二第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）との合計額が」と、同項第一号中「遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下である」とあるのは「控除前遺族共済年金支給額が零となる」と、同項第二号中「遺族共済年金額算定規定により算定した額」とあるのは「退職共済年金額算定規定により算定した額と控除前遺族共済年金支給額との合計額」と、同号イ中「同項第二号に定める額」とあるのは「同号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額」と、同号ロ中「控除調整下限額」とあるのは「前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額」と、同項第三号中「及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金支給額が零」と、「前項第一号に定める額が同項第二号に定める額